

告 示

三重県告示第399号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止の届出がありました。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	児童居宅支援の種類	廃止年月日
特定非営利活動法人居宅支援システム実践	津市大倉10番21号	特定非営利活動法人居宅支援システム実践	津市大倉10番21号	居宅介護	平成16年4月30日

三重県告示第400号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定しました。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人東員町社会福祉協議会	員弁郡東員町大字山田2013	東員町デイサービスセンターふれあい	員弁郡東員町大字山田2013	デイサービス	平成16年4月26日

三重県告示第401号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止の届出がありました。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	廃止年月日
特定非営利活動法人居宅支援システム実践	津市大倉10番21号	特定非営利活動法人居宅支援システム実践	津市大倉10番21号	居宅介護	平成16年4月30日

三重県告示第402号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止の届出がありました。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	廃止年月日
特定非営利活動法人居宅支援システム実践	津市大倉10番21号	特定非営利活動法人居宅支援システム実践	津市大倉10番21号	居宅介護	平成16年4月30日

三重県告示第403号

三重県自然環境保全条例（平成15年三重県条例第2号。以下「条例」といいます。）第18条第1項の規定により三重県指定希少野生動植物種の指定をするので、同条第8項の規定により次のとおり告示をします。

平成16年5月11日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 三重県指定希少野生動植物種及びその種の保護に関する指針

三重県指定希少野生動植物種	種の保護に関する指針
ツキノワグマ	<p>1 種名 和名 ツキノワグマ（哺乳綱ネコ目クマ科） 学名 <i>Ursus thibetanus</i></p> <p>2 概要 東アジア、本州、四国の冷温帯落葉広葉樹林（ブナ林）を中心に生息し、木の実や若芽、草、昆虫などを餌とする。越冬場所としてブナや天然スギ、岩穴等を利用する。冬眠中に1～2頭を出産。西日本では生息環境の消失や捕獲圧により減少している。</p> <p>3 指定要件 紀伊半島（三重・奈良・和歌山）における生息個体数が180頭以下であると推定されていることから、三重県自然環境保全条例施行規則（平成15年三重県規則第37号。以下「規則」という。）第19条第1項第4号の「個体群の成熟個体数が250未満であると推定されるものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第20条第2項関係） 条例第20条第2項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による捕獲等の許可がされない場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第20条第6項第2号関係） 条例第20条第6項第2号の「指針に定める場合」は、次のとおりとする。 (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による捕獲等の許可を受けた場合</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第23条第2号） 規則第23条第2号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
カンムリウミスズメ	<p>1 種名 和名 カンムリウミスズメ（鳥綱チドリ目ウミスズメ科） 学名 <i>Synthiboramphus wumizusume</i></p> <p>2 概要 日本沿岸の離島だけで繁殖する海鳥。繁殖地の北限は石川県七ツ島、南限は伊豆諸島鳥島である。岩の間や林床にわずかな枯れ草を敷いて営巣し、2卵を産む。同じ巣を繰り返し利用する。繁殖期間は3～5月。カラスなどによる捕食、人の活動による繁殖地への悪影響などにより減少している。</p> <p>3 指定要件 県内における生息地面積が4平方km以下、生息地が1地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第19条第1項第2号の「種の個体の出現範囲が500平方km未満又は生息地等の面積が50平方km未満であると推定される場合において、イ 生息地等が過度に分断され、又は5以下の地点に限定されていること。ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されることを満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第20条第2項関係） 条例第20条第2項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による捕獲等の許可がされない場合 (2) 文化財保護法第80条第1項の規定による現状変更等の許可がされない場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第20条第6項第2号関係） 条例第20条第6項第2号の「指針に定める場合」は、次のとおりとする。 (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による捕獲等の許可を受けた場合 (2) 文化財保護法第80条第1項の規定による現状変更等の許可を受けた場合</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第23条第2号）</p>

	<p>規則第23条第2号の「指定希少野生動物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
<p>カラスバト</p>	<p>1 種名 和名 カラスバト (鳥綱ハト目ハト科) 学名 <i>Columba janthina</i></p> <p>2 概要 本州、九州沿岸の島、伊豆、大隅、奄美、沖縄諸島に留鳥として分布する。2～9月にかけて、樹上や樹洞に皿形の巣をつくり1卵を産む。温暖な照葉樹林に生息し、果実や堅果を採餌する。成熟した照葉樹林の伐採が減少の主要因である。</p> <p>3 指定要件 県内における生息地面積が5平方km以下、生息地が5地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第19条第1項第2号の「種の個体の出現範囲が500平方km未満又は生息地等の面積が50平方km未満であると推定される場合において、イ 生息地等が過度に分断され、又は5以下の地点に限定されていること。ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されることを満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項 (条例第20条第2項関係) 条例第20条第2項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による捕獲等の許可がされない場合 (2) 文化財保護法第80条第1項の規定による現状変更等の許可がされない場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外 (条例第20条第6項第2号関係) 条例第20条第6項第2号の「指針に定める場合」は、次のとおりとする。 (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による捕獲等の許可を受けた場合 (2) 文化財保護法第80条第1項の規定による現状変更等の許可を受けた場合</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査 (規則第23条第2号) 規則第23条第2号の「指定希少野生動物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
<p>ウチャマセンニュウ</p>	<p>1 種名 和名 ウチャマセンニュウ (鳥綱スズメ目ウグイス科) 学名 <i>Locustella pleskei</i></p> <p>2 概要 日本へは、夏鳥として5月上旬～6月中旬に九州近海、紀伊半島周辺の小島、伊豆諸島に渡来する。開けた草地やヤブ、低木林に生息し、草地の地表近くで営巣する。昆虫などを餌としている。9月上旬にはすべての個体が南方へ渡去する。</p> <p>3 指定要件 県内における生息地面積が3平方km以下、生息地が3地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第19条第1項第2号の「種の個体の出現範囲が500平方km未満又は生息地等の面積が50平方km未満であると推定される場合において、イ 生息地等が過度に分断され、又は5以下の地点に限定されていること。ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されることを満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項 (条例第20条第2項関係) 条例第20条第2項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による捕獲等の許可がされない場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外 (条例第20条第6項第2号関係) 条例第20条第6項第2号の「指針に定める場合」は、次のとおりとする。 (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による捕獲等の許可を受けた場合</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査 (規則第23条第2号) 規則第23条第2号の「指定希少野生動物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
<p>カワバタモロコ</p>	<p>1 種名 和名 カワバタモロコ (硬骨魚綱コイ目コイ科) 学名 <i>Hemigrammocypripis rasborella</i></p> <p>2 概要</p>

静岡県以西の本州太平洋側、四国瀬戸内海側及び九州北部に分布する。体長 3 ~ 6 cm で雑食性、5 ~ 7 月が産卵期であり、平野部の用水やため池などに生息する。生息環境の悪化や競合種、捕食種の移入、さらに捕獲圧等により減少している。

3 指定要件
 県内における生息地面積が 2 平方 km 以下、生息地が 2 地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されることを満たすものであること」に該当する。

4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係）
 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。
 (1) 津市及び度会町における捕獲等の行為。但し、学術研究、増殖その他保護のための行為として認めた場合を除く。
 (2) 捕獲等を行う区域（津市及び度会町を除く）において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合
 (3) 適切な飼養施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合

5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係）
 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。

6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号）
 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、次のとおりとする。
 (1) 津市及び度会町を除く地域において、生息状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合

ウシモツゴ

1 種名
 和名 ウシモツゴ（硬骨魚綱コイ目コイ科）
 学名 *Pseudorasbora pumila subsp.*

2 概要
 岐阜、愛知、三重県に分布する。模式亜種シナイモツゴ *Pseudorasbora pumila pumila* に似るが、より頭部が大きく寸詰まりの感がある。産卵は 3 月下旬 ~ 7 月にかけて行われ、メスは 1 産卵期に 10 数回産卵する。山あいのため池や用水路に生息し、藻類、水草、小動物を食べる。生息環境の悪化や競合種、捕食種の移入、さらに捕獲圧等により減少している。

3 指定要件
 県内における生息地面積が 2 平方 km 以下、生息地が 2 地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されることを満たすものであること」に該当する。

4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係）
 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。
 (1) 伊勢市及び度会町における捕獲等の行為。但し、学術研究、増殖その他保護のための行為として認めた場合を除く。
 (2) 捕獲等を行う区域（伊勢市及び度会町を除く）において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合
 (3) 適切な飼養施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合

5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係）
 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。

6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号）
 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、次のとおりとする。
 (1) 伊勢市及び度会町を除く地域において、生息状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合

カワラハンミョウ

1 種名

	<p>和名 カワラハンミョウ (昆虫綱鞘翅目ハンミョウ科) 学名 <i>Cicindela laetescipta</i></p> <p>2 概要 北海道、本州、四国、九州に分布する大型のハンミョウである。河原や海岸の乾燥した砂地に生息する。砂浜の衰退、河川や海岸の改修、生息地への車等の乗り入れなどにより、激減している。</p> <p>3 指定要件 県内における生息地面積が 2 平方km以下、生息地が 1 地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第19条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方km未満又は生息地等の面積が 50 平方km未満であると推定される場合において、イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されることを満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項 (条例第20条第 2 項関係) 条例第20条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 津市及び河芸町における捕獲等の行為。但し、学術研究、増殖その他保護のための行為として認めた場合を除く。 (2) 捕獲等を行う区域 (津市及び河芸町を除く) において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 適切な飼養施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外 (条例第20条第 6 項第 2 号関係) 条例第20条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査 (規則第23条第 2 号) 規則第23条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、次のとおりとする。 (1) 津市及び河芸町を除く地域において、生息状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合</p>
<p>ハクセンシオマネキ</p>	<p>1 種名 和名 ハクセンシオマネキ (甲殻綱エビ目スナガニ科) 学名 <i>Uca lactea</i></p> <p>2 概要 伊勢湾以南に分布していたが、現在では有明海以外での生息はごくまれである。内湾の河口の高潮線付近で、いくらか泥の混じった砂地に浅い孔を掘って生活する。定住性が高い。オスの大きなハサミは白く、甲幅は約 2 cm。6 ~ 8 月が繁殖期間である。</p> <p>3 指定要件 県内における生息地面積が 2 平方km以下、生息地が 2 地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第19条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方km未満又は生息地等の面積が 50 平方km未満であると推定される場合において、イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されることを満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項 (条例第20条第 2 項関係) 条例第20条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 松阪市及び伊勢市における捕獲等の行為。但し、学術研究、増殖その他保護のための行為として認めた場合を除く。 (2) 捕獲等を行う区域 (松阪市及び伊勢市を除く) において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 適切な飼養施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外 (条例第20条第 6 項第 2 号関係) 条例第20条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査 (規則第23条第 2 号) 規則第23条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、次のとおりとする。 (1) 松阪市及び伊勢市を除く地域において、生息状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合</p>

シオマネキ	<p>1 種名 和名 シオマネキ (甲殻綱エビ目スナガニ科) 学名 <i>Uca arcuata</i></p> <p>2 概要 紀伊半島以南に分布し、有明海では食用にもされてきたが、近年は著しく減少している。汽水域の上限に近い河口や干潟に生息し、土質のやや硬い塩性草原に孔を掘ってすむ。オスの大きなハサミは顆粒でおおわれ、朱赤色を呈する。甲幅は約3.5cm。5～7月が繁殖期間である。</p> <p>3 指定要件 県内における生息地面積が10平方km以下、生息地が1地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第19条第1項第2号の「種の個体の出現範囲が500平方km未満又は生息地等の面積が50平方km未満であると推定される場合において、イ 生息地等が過度に分断され、又は5以下の地点に限定されていること。ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項 (条例第20条第2項関係) 条例第20条第2項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 南勢町における捕獲等の行為。但し、学術研究、繁殖その他保護のための行為として認められた場合を除く。 (2) 捕獲等を行う区域 (南勢町を除く) において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 適切な飼養施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外 (条例第20条第6項第2号関係) 条例第20条第6項第2号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査 (規則第23条第2号) 規則第23条第2号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、次のとおりとする。 (1) 南勢町を除く地域において、生息状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合</p>
カナマルマイマイ	<p>1 種名 和名 カナマルマイマイ (腹足綱柄眼目ナンバンマイマイ科) 学名 <i>Satsuma kanamarui</i></p> <p>2 概要 鈴鹿山脈北部藤原岳東側 (三重県側) の石灰岩地域にのみ分布する。三重県特産種。</p> <p>3 指定要件 県内における生息地面積が7平方km以下、生息地が4地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第19条第1項第2号の「種の個体の出現範囲が500平方km未満又は生息地等の面積が50平方km未満であると推定される場合において、イ 生息地等が過度に分断され、又は5以下の地点に限定されていること。ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項 (条例第20条第2項関係) 条例第20条第2項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) いなべ市における捕獲等の行為。但し、学術研究、増殖その他保護のための行為として認められた場合を除く。 (2) 捕獲等を行う区域 (いなべ市を除く) において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 適切な飼養施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外 (条例第20条第6項第2号関係) 条例第20条第6項第2号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査 (規則第23条第2号) 規則第23条第2号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、次のとおりとする。 (1) いなべ市を除く地域において、生息状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合</p>

ヒモヅル	<p>1 種名 和名 ヒモヅル (シダ植物ヒカゲノカズラ科) 学名 <i>Lycopodium casuarinoides</i></p> <p>2 概要 近畿地方以西、九州の山地の疎林に生じる常緑性のシダ。茎の主軸は数mに達し、木の枝にからみつく。森林伐採や土地造成などにより顕著に減少している。</p> <p>3 指定要件 県内における生育地面積が1平方km以下、生育地が1地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第19条第1項第2号の「種の個体の出現範囲が500平方km未満又は生息地等の面積が50平方km未満であると推定される場合において、イ 生息地等が過度に分断され、又は5以下の地点に限定されていること。ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項 (条例第20条第2項関係) 条例第20条第2項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 御浜町における捕獲等の行為。但し、学術研究、増殖その他保護のための行為として認められた場合を除く。 (2) 捕獲等を行う区域 (御浜町を除く) において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外 (条例第20条第6項第2号関係) 条例第20条第6項第2号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査 (規則第23条第2号) 規則第23条第2号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
ヘゴ	<p>1 種名 和名 ヘゴ (シダ植物ヘゴ科) 学名 <i>Cyathea spinulosa</i></p> <p>2 概要 伊豆諸島や小笠原、紀伊半島・四国・九州の南部、琉球列島に分布する木生シダ。低地の湿度の高い林の林床に生育する。分布の北限に近い紀伊半島ではもともと個体数は多くないうえに、森林伐採や園芸用採集などにより減少している。</p> <p>3 指定要件 県内における生育地面積が2平方km以下、生育地が2地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第19条第1項第2号の「種の個体の出現範囲が500平方km未満又は生息地等の面積が50平方km未満であると推定される場合において、イ 生息地等が過度に分断され、又は5以下の地点に限定されていること。ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項 (条例第20条第2項関係) 条例第20条第2項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 尾鷲市及び紀宝町における捕獲等の行為。但し、学術研究、増殖その他保護のための行為として認められた場合を除く。 (2) 捕獲等を行う区域 (尾鷲市及び紀宝町を除く) において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外 (条例第20条第6項第2号関係) 条例第20条第6項第2号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査 (規則第23条第2号) 規則第23条第2号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
オオタニワタリ	<p>1 種名 和名 オオタニワタリ (シダ植物チャセンシダ科) 学名 <i>Asplenium anitiquum</i></p>

	<p>2 摘要 紀伊半島を分布北限とする暖地性のシダ。やや陰湿な山林中の樹幹や岩上に生育する。園芸用採集と森林伐採が減少の主要因である。</p> <p>3 指定要件 県内における生育地面積が 1 平方km以下、生育地が 1 地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第19条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500平方km未満又は生息地等の面積が50平方km未満であると推定される場合において、イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項 (条例第20条第 2 項関係) 条例第20条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 文化財保護法第80条第 1 項の規定による現状変更等の許可がされない場合 (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外 (条例第20条第 6 項第 2 号関係) 条例第20条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、次のとおりとする。 (1) 文化財保護法第80条第 1 項の規定による現状変更等の許可を受けた場合</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査 (規則第23条第 2 号) 規則第23条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
<p>オニバス</p>	<p>1 種名 和名 オニバス (被子植物双子葉類スイレン科) 学名 <i>Euryale ferox</i></p> <p>2 概要 本州 (宮城県以南) ~ 九州の低地に分布する一年草。1 m以上の大きな水上葉をつける。8 ~ 10月に紫色の花を咲かせ、浮遊生の種子をつける。池沼や用水路など、どちらかといえば富栄養状態にある環境に生育する。土地造成や水質汚染により減少している。</p> <p>3 指定要件 県内における生育個体数が数株であると推定されていることから、規則第19条第 1 項第 4 号の「個体群の成熟個体数が250未満であると推定されるものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項 (条例第20条第 2 項関係) 条例第20条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 多度町における捕獲等の行為。但し、学術研究、増殖その他保護のための行為として認めた場合を除く。 (2) 捕獲等を行う区域 (多度町を除く) において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外 (条例第20条第 6 項第 2 号関係) 条例第20条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査 (規則第23条第 2 号) 規則第23条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
<p>ジュロウカンアオイ</p>	<p>1 種名 和名 ジュロウカンアオイ (被子植物双子葉類ウマノスズクサ科) 学名 <i>Heterotropa kinoshitae</i></p> <p>2 概要 三重県特産種。1973年に尾鷲の沿岸地の山中で発見され、1976年に新種記載された。園芸用採集により減少している。</p> <p>3 指定要件 県内における生育地面積が 1 平方km以下、生育地が 1 地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第19条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500平方km未満又は生息地等の面積が50平方km未満であると推定される場合において、</p>

イ 生息地等が過度に分断され、又は5以下の地点に限定されていること。
 ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。
 を満たすものであること」に該当する。

4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第20条第2項関係）
 条例第20条第2項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。
 (1) 尾鷲市における捕獲等の行為。但し、学術研究、増殖その他保護のための行為として認められた場合を除く。
 (2) 捕獲等を行う区域（尾鷲市を除く）において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合
 (3) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合

5 捕獲等の届出の適用除外（条例第20条第6項第2号関係）
 条例第20条第6項第2号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。

6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第23条第2号）
 規則第23条第2号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。

マメナシ

1 種名
 和名 マメナシ（被子植物双子葉類バラ科）
 学名 *Pyrus calleryana*

2 摘要
 長野、岐阜、愛知、三重各県に分布する落葉高木。丘陵の湿地周辺にごく稀に生育する。湿地の開発、土地造成などにより減少している。和名としては「イヌナシ」を用いる場合もある。

3 指定要件
 県内における生育地面積が3平方km以下、生育地が3地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第19条第1項第2号の「種の個体の出現範囲が500平方km未満又は生息地等の面積が50平方km未満であると推定される場合において、
 イ 生息地等が過度に分断され、又は5以下の地点に限定されていること。
 ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。
 を満たすものであること」に該当する。

4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第20条第2項関係）
 条例第20条第2項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。
 (1) 文化財保護法第80条第1項、又は三重県文化財保護条例第39条第1項の規定による現状変更等の許可がされない場合
 (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合
 (3) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合

5 捕獲等の届出の適用除外（条例第20条第6項第2号関係）
 条例第20条第6項第2号の「指針に定める場合」は、次のとおりとする。
 (1) 文化財保護法第80条第1項、又は三重県文化財保護条例第39条第1項の規定による現状変更等の許可を受けた場合

6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第23条第2号）
 規則第23条第2号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。

ハマナツメ

1 種名
 和名 ハマナツメ（被子植物双子葉類クロウメモドキ科）
 学名 *Paliurus ramosissimus*

2 概要
 東海以西の本州、四国、九州、琉球列島、濟州島、中国、インドシナ等の海岸近くの湿性に分布する。分布北限である静岡県の実生地は埋め立てにより消滅し、三重県が現在の北限地となっている。海岸や河川の開発行為などにより減少している。

3 指定要件
 県内における生育地面積は6平方km以下であり、生育地が過度に分断され、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第19条第1項第2号の「種の個体の出現範囲が500平方km未満又は生息地等の面積が50平方km未満であると推定される場合において、
 イ 生息地等が過度に分断され、又は5以下の地点に限定されていること。

	<p>□ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第20条第2項関係） 条例第20条第2項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 三重県文化財保護条例第39条第1項の規定による現状変更等の許可がされない場合</p> <p>(2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合</p> <p>(3) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第20条第6項第2号関係） 条例第20条第6項第2号の「指針に定める場合」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 三重県文化財保護条例第39条第1項の規定による現状変更等の許可を受けた場合</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第23条第2号） 規則第23条第2号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
--	---

<p>ムシトリスミレ</p>	<p>1 種名 和名 ムシトリスミレ（被子植物双子葉類タヌキモ科） 学名 <i>Pinguicula vulgaris</i></p> <p>2 概要 湿り気のある岩や地面に生える多年草の食虫植物。北海道、本州の中部以北と紀伊山地、四国に生育する。西日本では、もともと産地が局地的であったうえに、園芸用採集などにより減少している。三重県産の個体群は変種「イイタカムシトリスミレ」とされる。</p> <p>3 指定要件 県内における生育地面積は1平方km以下、生育地が1地点であり、個体数の継続的な減少が予想されることから、規則第19条第1項第2号の「種の個体の出現範囲が500平方km未満又は生息地等の面積が50平方km未満であると推定される場合において、イ 生息地等が過度に分断され、又は5以下の地点に限定されていること。 □ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第20条第2項関係） 条例第20条第2項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 三重県文化財保護条例第39条第1項の規定による現状変更等の許可がされない場合</p> <p>(2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合</p> <p>(3) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第20条第6項第2号関係） 条例第20条第6項第2号の「指針に定める場合」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 三重県文化財保護条例第39条第1項の規定による現状変更等の許可を受けた場合</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第23条第2号） 規則第23条第2号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
----------------	--

<p>トダスゲ</p>	<p>1 種名 和名 トダスゲ（被子植物単子葉類カヤツリグサ科） 学名 <i>Carex aequalta</i></p> <p>2 概要 河川の氾濫原などの水辺に生える多年草。本州では埼玉県と三重県に2地点、九州で熊本県に1地点の生育地がある。特殊な環境のみに生育すること及び生育地の開発などにより、本州の数地点では絶滅したとされている。</p> <p>3 指定要件 県内における生育地面積が1平方km以下、生育地が1地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第19条第1項第2号の「種の個体の出現範囲が500平方km未満又は生息地等の面積が50平方km未満であると推定される場合において、イ 生息地等が過度に分断され、又は5以下の地点に限定されていること。 □ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。を満たすものであること」に該当する。</p>
-------------	---

	<p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第20条第2項関係） 条例第20条第2項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 海山町における捕獲等の行為。但し、学術研究、増殖その他保護のための行為として認められた場合を除く。</p> <p>(2) 捕獲等を行う区域（海山町を除く）において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合</p> <p>(3) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第20条第6項第2号関係） 条例第20条第6項第2号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第23条第2号） 規則第23条第2号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
ツクシナルコ	<p>1 種名 和名 ツクシナルコ（被子植物単子葉類カヤツリグサ科） 学名 <i>Carex subcernua</i></p> <p>2 概要 平地の湿地に生える多年草。紀伊半島と四国、九州に分布する。全国の生育個体数は約800株であると推定されている。池沼の開発や土地造成、植生の遷移などが減少の主要因である。</p> <p>3 指定要件 県内における生育地面積が3平方km以下、生育地が3地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第19条第1項第2号の「種の個体の出現範囲が500平方km未満又は生息地等の面積が50平方km未満であると推定される場合において、イ 生息地等が過度に分断され、又は5以下の地点に限定されていること。ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第20条第2項関係） 条例第20条第2項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 尾鷲市、紀伊長島町及び海山町における捕獲等の行為。但し、学術研究、増殖その他保護のための行為として認められた場合を除く。</p> <p>(2) 捕獲等を行う区域（尾鷲市、紀伊長島町及び海山町を除く）において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合</p> <p>(3) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第20条第6項第2号関係） 条例第20条第6項第2号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第23条第2号） 規則第23条第2号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>

三重県告示第404号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県農水商工部観光・交流室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

なばりファッションモール

名張市蔵持町原出1920外2筆

2 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の位置

3 変更する年月日

平成16年4月27日

4 変更する理由

駐車場出入口を交差点から離すことで安全を確保するため

5 届出の日

平成16年4月27日

6 届出等の縦覧場所

三重県農水商工部観光・交流室

伊賀県民局農政商工部

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成16年5月11日から同年9月13日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第405号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項の規定により、都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しました。

なお、関係図書は、三重県県土整備部都市基盤室に備え置いて縦覧に供します。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市公園の名称及び位置

(1) 名称

亀山サンシャインパーク

(2) 位置

亀山市布気町

2 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 日本道路公団中部支社長 吉川 良一

愛知県名古屋市中区錦2丁目18番19号

3 管理の内容

兼用工作物の維持、修繕、災害復旧及び許認可等の権限の行使に関する事務

4 管理の期間

平成16年4月24日から当該施設の存続する期間

三重県告示第406号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県県土整備部都市基盤室

三重県告示第407号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
上野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市基盤室

三重県告示第408号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
名張都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市基盤室

三重県告示第409号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
尾鷲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市基盤室

三重県告示第410号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
熊野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市基盤室

三重県告示第411号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
安濃都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市基盤室

三重県告示第412号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
伊賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市基盤室

三重県告示第413号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
阿山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市基盤室

三重県告示第414号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条

第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
青山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市基盤室

三重県告示第415号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
紀伊長島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市基盤室

三重県告示第416号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
御浜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市基盤室

三重県告示第417号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所

三重県県土整備部都市基盤室

三重県告示第418号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
上野都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市基盤室

三重県告示第419号

三重県屋外広告物条例及び三重県屋外広告物条例施行規則の規定による区域及び区間の指定（昭和57年三重県告示第313号）の一部を次のように改正します。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

2の項(1)の表一般国道42号の項第2号中「熊野市大泊町地内の一般国道311号との分岐点より同市大泊町の方へ450メートルの地点」を「熊野市大泊町字脇ノ谷278番地2」に改め、同項第9号中「船木橋」を「船木大橋」に改め、同表一般国道166号の項第6号中「粥見中学校」を「飯南高等学校正門」に改め、同表一般国道260号の項第3号中「志摩町和具字浦田3482番地1」を「志摩町和具地内の県道東浦田線との交差点」に改め、同項第5号中「同町田曾浦地内の町道田曾浦宿浦線との分岐点」を「南勢町五ヶ所浦地内の五ヶ所小学校西入口前」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同項第11号中「同町鷺浦地内の高浜橋」を「南島町鷺浦55番地3」に改め、同号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同項第16号を削り、同表一般国道422号の項第5号中「神滝始神地内」を「神滝地内」に、「桧原地内」を「桧原地内の」に改め、同表県道大台ヶ原線の項を次のように改める。

宮川村大杉地内の新大杉橋から同村桧原地内の終点まで

2の項(1)の表県道伊勢南勢線の項第1号中「市道中村桜木線」を「市道北中村桜木線」に改め、同表県道礪波押淵線の項の次に次のように加える。

県	道	全区間
南勢	浜島線	

2の項(1)の表市道上津部田2号線の項の次に次のように加える。

町	道	全区間
下津浦	神津佐線	

2の項(1)の表町道押淵大江線の項を次のように改める。

全区間

2の項(2)の表JR紀勢本線の項第3号中「一般国道42号」を「県道多気八太線」に改める。

5の項中(3)を(5)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 県道津関線のうち、津市広明町地内の県道津久居線との交差点から同地内の市道津駅見当山線との交差点までの区域

(4) 県道津久居線のうち、津市広明町地内の県道津関線との交差点から、同市観音寺町地内の新町大橋までの区域

6の項(1)の表一般国道42号の項第1号中「熊野大橋」を「新熊野大橋」に改め、同項第7号中「船木橋」を

「船木大橋」に改め、同項第8号を削り、同表一般国道166号の項第6号中「粥見中学校前」を「飯南高等学校正門」に改め、同表一般国道260号の項第3号中「南島町贅浦地内の高浜橋」を「南島町贅浦55番地3」に改め、同表一般国道311号の項の次に次のように加える。

一般国道 422号	宮川村小滝地内の大村橋から同村神滝地内の始神橋まで
--------------	---------------------------

6の項(1)の表県道久居美杉線の項の次に次のように加える。

県道 多気八太線	多気町地内の全区間
-------------	-----------

6の項(1)の表県道大台大台ヶ原線の項中「県道大台大台ヶ原線」を「県道大台宮川線」に改め、同項第3号を削り、同項の次に次のように加える。

県道 伊勢南島線	伊勢市と度会町との境界から南島町道方地内の終点まで
-------------	---------------------------

6の項(2)の表JR紀勢本線の項第1号中「一般国道42号」を「県道多気八太線」に、「県道大台大台ヶ原線」を「県道大台宮川線」に改める。

附則

- この告示は、公表の日から施行する。
- この告示の施行日以後において、区域及び区間の指定又は変更により、新たに表示若しくは設置を禁止されることとなり、又は許可を要することとなる広告物若しくは掲出物件については、この告示の施行日から一年間（改正前の告示により許可を受けているものについては、当該許可の期間の満了の日までの間）は、改正後の告示にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民局生活環境森林部に備え置いて、平成16年6月26日まで縦覧に供します。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 申請のあった年月日
平成16年4月26日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - 名称
特定非営利活動法人 e・マネジメント・サポート
 - 代表者の氏名
小島 仁三郎
 - 主たる事務所の所在地
名張市さつき台2番町185番地の1
 - 定款に記載された目的

この法人は、伊賀地域住民・団体に対して、経済活動の幅広いサポートを行うために、それぞれの個性や環境に応じた職業能力の開発又はITサポート、コンサルティング、異業種との情報交換、交流を支援する事業を行い、それぞれの活動団体の育成とそれに伴う経済活動の活性化、ならびにすべての人々が生きがいを持ち、明るく健全な社会環境づくりに寄与することを目的とする。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により

公告します。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 名称委託業務名

三重県環境総合システム等保守委託業務

(2) 委託業務の内容

三重県環境総合システム及び三重みらいネットの構成機器及びソフトの修理、点検及びセキュリティ管理等の保守業務を行います。

なお、詳細は入札説明書（仕様書）で指定します。

(3) 委託期間

平成16年6月1日から平成16年10月31日までとします。

(4) 実施場所

三重県環境学習情報センター（四日市市桜町3690-1）、三重県庁、県民局生活環境森林部等9カ所

2 入札参加者の資格に関する事項

本件一般競争入札に参加を希望する者は、次の(1)から(8)までに掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する物件関係入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領（平成10年4月1日施行）により、指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

(5) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。

(6) 県内に営業所又は営業拠点があり、業務の実績を有する者であること。

(7) 過去5年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体及びこれに準ずる団体と、当該業務と同種の保守契約実績を有する者であること。

(8) 機器等の異常時には、当該異常の発生した現場に半日以内に駆けつけることができる技術員を複数人確保している者であること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒512-1211 三重県四日市市桜町3690-1

三重県環境学習情報センター

（三重県環境森林部環境活動室 環境学習情報センター駐在）

電話 0593-29-2000

ファクシミリ 0593-29-2909

(2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で平成16年5月11日（火）から同年5月19日（水）までの午前9時から午後5時まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）配布します。

(3) 競争入札参加資格の確認

入札参加希望者は、入札説明書（仕様書）で指定した申請書及び入札参加資格に関する証明書類を次のとおり提出してください。なお、書類の提出時にヒアリングを実施します。

期限までに申請書類を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

なお、参加資格審査の結果については、平成16年5月25日（火）に通知します。

ア 提出日時 平成16年5月20日（木）午後2時から午後4時までとします。

イ 提出場所 (1)に同じです。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成16年5月28日（金）午後2時

イ 場所 三重県四日市市桜町3690-1 三重県環境学習情報センター

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 入札書の提出後、直ちに行います。

イ 場所 (4)と同じです。

(6) 契約条項を示す場所

(4)と同じです。

4 入札方法に関する事項

(1) 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとします。

(2) 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札書は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

(3) 入札執行回数は、3回を限度とします。

(4) 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(5) 契約保証金

契約保証金は、入札金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(6) 落札者の決定方法

落札者は、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

(7) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者、競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

一志南部用水土地改良区（松阪市小阿坂町3315番地）

就任理事

松阪市法田町443番地

下 村 猛

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

久居西部土地改良区(久居市森町285番地1)

退任理事

久居市森町127番地

- " 稲葉町2803番地2
- " " 217番地
- " 庄田町1129番地
- " 一色町119番地2
- " 中村町325番地
- " 庄田町853番地
- " 戸木町5480番地1
- " 森町998番地3
- " 一色町172番地3
- " 大鳥町154番地
- " 稲葉町549番地
- " " 2766番地2
- " " 1709番地

川原田 長 夫
 山 下 義 由
 牛 場 好 美
 鈴 木 公
 滝 野 善 生
 坂 本 三 郎
 笠 井 良 典
 印 田 正 志
 堀 内 慶太郎
 木 村 和 美
 長谷川 清
 牛 場 勝 也
 岡 幸 弥
 久 世 幸 太

退任監事

久居市庄田町781番地2

- " 稲葉町2828番地4
- " 森町1003番地3

森 勇 生
 石 崎 吉 一
 武 部 三喜夫

就任理事

久居市森町127番地

- " 稲葉町2803番地2
- " " 217番地
- " 庄田町1129番地
- " 庄田町853番地
- " 一色町119番地2
- " 中村町325番地
- " 戸木町5657番地1
- " 森町998番地3
- " 一色町172番地3
- " 大鳥町154番地
- " 稲葉町549番地
- " " 2766番地2
- " " 1709番地

川原田 長 夫
 山 下 義 由
 牛 場 好 美
 鈴 木 公
 笠 井 良 典
 滝 野 善 生
 坂 本 三 郎
 宮 田 晴 美
 堀 内 慶太郎
 木 村 和 美
 長谷川 清
 牛 場 勝 也
 岡 幸 弥
 久 世 幸 太

就任監事

久居市庄田町781番地2

- " 稲葉町2828番地4
- " 森町1003番地3

森 勇 生
 石 崎 吉 一
 武 部 三喜夫

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

高野井土地改良区(一志郡一志町大字井関141番地)

退任監事

一志郡一志町大字片野253番地

森 川 常 次

就任監事

一志郡一志町大字片野129番地

田 端 清 司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

平成16年5月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

事業名	地区名	工事完了年月日
県営ほ場整備事業 (低コスト化水田農業大区画)	機 殿 地 区	平 成 16 年 3 月 31 日
県営ため池等整備事業 (大規模)	シ ン ゲ 池 地 区	平 成 16 年 3 月 31 日
中山間地域総合整備事業	多 気 中 部 地 区	平 成 16 年 3 月 31 日

監査委員公表

監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、三重県知事から平成14年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知がありましたので、同項の規定により次のとおり公表します。

平成16年5月11日

三重県監査委員 秋 田 一 民
三重県監査委員 桜 井 義 之
三重県監査委員 川 端 治 夫
三重県監査委員 乙 部 一 巳

平成14年度 包括外部監査結果に対する対応

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
<p>1. 補助金等に関する事務執行状況</p>		
<p>1. 関係団体補助金(企画調整費)</p> <p>経費に対する補助金であるが、三重県人権問題研究所は支出額に公益法人化のための「積立金繰入」が含まれており、経費補助の必要性に関して疑問がある。公益法人化が必要であれば、経費補助とは別のものとして予算化し、目的を明確にすべきである。【意見】</p>	<p>現行の補助金について見直しを図っており、平成13年度を基準として、平成14年度から毎年10%の削減を行っています。</p> <p>また、法人化に向けた議論の中で整理を行い、平成18年度に向けて1/2の事業補助金として整理をしていきます。</p> <p>「積立金繰入」は、財政基盤の脆弱な三重県人権問題研究所の自立した安定経営のためには必要なものと考え、受託事業等の収益により積立金繰入を行ったものであります。</p>	
<p>2. 私立学校研修等事業費補助金</p> <p>① 三重県私立幼稚園協会の交付申請が平成14年3月26日とほとんど年度末になっており、その時点で計画書が提出されている。補助金確保を狙った駆け込み申請と捉えられかねない。支出面でも補助金交付額(1,000千円)を上回る積立金の繰入(8,600千円)があり、県費による補助がなくとも十分運営は可能と判断される。【意見】</p> <p>② 三重県専修学校協会、三重県各種学校総連合会の研修費については法人負担がほとんどなく、すべて県費で補助する必要があるのかと思われる。【意見】</p>	<p>①・平成15年度補助金交付申請について指導を行い、提出時期が改善されました。</p> <p>・補助のあり方について検討を行い、三重県私立幼稚園協会を指導した結果、積立金の用途を明確にした収支予算書、事業計画書が編成されました。</p> <p>※ なお、新規採用職員研修(園外研修分)等の県が行うべき事業を同協会が実施する場合は、その所要額を措置しています。</p> <p>② 各学校の教職員の資質向上及び教育内容の向上を図るため、研修費補助を行っています。定額補助から定率補助へ変更を行います。</p> <p>(今後の予定)</p> <p>・専修学校は、平成18年度を目処に、補助率を1/2とする予定</p> <p>・各種学校は、平成20年度を目処に、補助率を1/2とする予定</p>	
<p>3. 団体指導助成費</p> <p>① 各同和団体への助成費については定額でよしとするのではなく、関係団体補助金と統合し、各団体が自主的積極的に行う人権問題解決のための事業への補助に切り替える必要がある。【意見】</p> <p>② 全国自由同和会三重県連合会の実績報告書に不備があり、県として監査及び経理指導が必要である。【指摘】</p>	<p>① 団体指導助成費は平成13年度までは一定額の補助額を交付していましたが、平成14年度分から見直しを図っており、各団体に対する補助金については、運営費補助から事業費補助へ移行することについての指導を行っています。</p> <p>また、毎年10%の削減を進め、18年度には1/2とするともに、事業費に対する補助率1/2への移行について団体と継続的に議論をしていきます。</p> <p>同和問題は、現状においてさまざまな人権問題の中でも特に重点的に取り組む課題の一つでもあります。【関係団体補助金】へ統合する方向で引き続き検討していきます。</p>	

<p>② 全国自由同和会三重県連合会に対して、2回の現地調査を行い経理指導の結果、正確な実績報告書を提出させています。</p>	<p>① 平成14年度分の実績報告書からは、事業の具体的な内容が記載されるように指導し、改めました。 ② 平成15年度分の交付金からは、交付目的及び交付対象事業がより明確になるように交付要領を改正し、交付要領に補助事業の具体的な内容を記載しました。 ③ 平成14年度分の実績報告書からは、指摘のあったような事業に使用されることのないように指導するとともに、前記②のとおり交付目的及び交付対象事業をより明確にするため、交付要領を改正しました。 ④ 前記②のとおり交付要領で交付目的及び交付対象事業をより明確にしたことにより、詳細な実績報告を求め、交付金の効果等を検証していきま</p>
<p>4. 福祉医療事業協力交付金</p> <p>① 実績報告書に詳細な記載がなされていないため、支出内容の十分な審査がなされない。実績報告書の詳細な記載が求められる。【指摘】 ② 交付対象事業がまいまいなため、交付先によって用途が異なる。交付要綱等で用途を限定すべきである。【意見】 ③ 歯科医師会に会議費用として715千円交付している。 通常の活動において会議費用は発生するものであり、改めて補助金を交付すべきではない。【意見】 ④ 歯科医師会は会員一人あたり10千円、薬剤師会は会員一人あたり600円を補助金の中から再分配している。このような少額支給により補助の効果があるのか疑問である。【意見】</p>	<p>5. 国民健康保険診療報酬審査支払補助金</p> <p>① 収入に占める補助金の割合(2.7%)が低く、補助金の交付による効果が低く、補助金の見直しが必要である。【意見】 ② 補助金(36百万円)を超える剰余金(単年度91百万円)が発生している。補助金の必要性について検討を要する。【意見】</p>
<p>6. 福祉活動指導員設置補助金</p> <p>現在、大部分の人員費を県からの補助金で賄っているが、県社会福祉協議会の独立性・財政状況を勘案し、補助割合の引き下げ等の原直しを図り、県社会福祉協議会の財政的独立性を高める必要がある。【意見】</p> <p>平成14年度決算額における県社会福祉協議会の経常収入は、総額で4億7,202万円となっておりますが、そのほとんどが国、県からの事業に対する補助金や事業受託収入で、自主財源は全体収入の9.9%に過ぎず、その財源は非常に脆弱な状態です。 一方で、県社会福祉協議会は社会福祉法において地域福祉の推進を図る団体として明記され、この補助金の交付対象となる福祉活動指導員は、この県社会福祉協議会において民間福祉活動の推進方策についての調査、研究及び企画立案を行うほか、広報、指導その他の活動に従事しており、地域福祉の推進を図るために、重要な役割を担っています。 このことから、県としてはこの事業に対し、引き続き一定の補助を行うべく、継続的に検証していくこととしています。 なお、県社会福祉協議会が策定している活動計画においても、自主財源の確保については検討が進められているところと見られます。</p>	

7. 民生委員児童委員組織活動費補助金

実績報告書の中には事業費の各項目の下4桁がいずれも「0」となっており、正確に記載されているとは考えられないものがあった。交付先に記載方法の指導を行うとともに、実地調査も実施すべきである。【指摘】

平成14年度の実績報告にあたっては、交付先に適正な記載方法の指導を行うとともに、より詳細な関係書類の提出を求めると、その経費の公益性については担保します。
また、必要に応じて実地検査を含め適切な措置をとることにより、当該補助金の適正な執行を確保します。

8. MIE・みんなで創る環境フェア事業費負担金

当年度の支出の中に次年度開催分の企画広報費が含まれており、次年度開催のための費用が前もって計上された形となっている。当該負担金は平成13年度開催分の負担金であり、次年度費用分は一度返還した上で、あらためて平成14年度に費用計上されるべきであった。【指摘】

・平成14年度の環境フェア開催執行残額については、県の会計に戻りました。
・開催費用の承認について、実行委員会に必要な規程を設けました。

9. 離島航路整備事業補助金

島の人口の減少による利用者の減少と、人件費の高騰により航路事業の経営が厳しいため年々補助金交付額は増加傾向にある。ダイヤ改定や人件費の削減により経営の建て直しが急務である。【意見】

定期船事業の経営合理化を一層促進させるため、補助対象である損失額の算出方法を見直すとともに、運航ダイヤの改定や人件費を始めとする費用の削減を盛り込んだ経営改善計画の早期の策定とその実施を要請しています。

10. 職員互助会助成金

地方職員共済組合が経営する温泉旅館「神湯館」を互助会員が利用する際に、互助会から一泊につき4,000円の助成がなされており、一泊二食付で4,000円程度で利用できる。更に、地方職員共済組合には別途県から負担金が支給されており、職員互助会を通じた利用助成金と間接的に二重の補助になっているため、4,000円の助成制度の見直しが必要である。また「神湯館」の利用促進は地方職員共済組合で実施すべきである。【意見】

職員の福利厚生事業は、県と共済と互助会でそれぞれ分担して実施しています。
ご指摘いただいた「神湯館利用助成」は、職員等の福利の増進を目的に、県は互助会に事業費の1/2を補助しています。
県は、「共済」に対しては、「事業主負担」を、一方「互助会」に対しては、「事業主助成」として、県費が支出されていることから、包括外部監査で「間接的に二重の補助になっている。」という「意見」をいただきました。
職員互助会の神湯館利用助成金は、会員の福利の増進を目的として、神湯館を利用した会員に対し、宿泊料の一部を助成するものであり、神湯館の運営を補助するものではありません。また、神湯館の運営は、独立経営であることから、二重の補助にはあたらないと考えます。
しかしながら、監査人から「職員互助会の福利厚生制度としての温泉等の利用助成は、目的及び会員の利便性の観点から、神湯館に限るべきでない」という意見もいただいていることから、互助会助成金の「職員の福利増進」という目的も踏まえ検討した結果、神湯館利用助成金については、平成15年度から補助対象事業から外しました。